

請願第4号

川崎市教育委員会委員長 嶋 正 人 様

川崎市幸区中幸町4—10
ゆきとどいた教育をすすめる川崎市民の会
代表 櫻井 悅子
他 9065名

中学校完全給食と少人数学級の拡大を求める請願

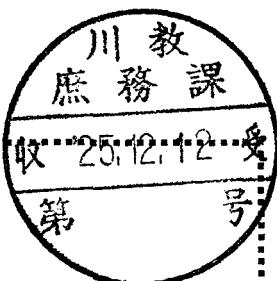
全国約80%の中学校で行われている「中学校完全給食」を、川崎市でも実施することを多くの保護者と中学生が望んでいます。平成23年3月に、川崎市議会の本会議において、「中学校完全給食の早期実施を求める決議」が全会一致で採択されました。市民の強い願いを受け止め、教育委員会として、「中学校完全給食」の実施に、早期に、踏み出してください。

安全・安心の給食、食育のできる給食として、市内全小学校で実施されている自校調理方式での実施をふくめて検討してください。

少人数学級は現在、小学校2年生まで、35人以下学級が実現し、子どもたちや父母と先生たちに大歓迎されています。しかし、その後の少人数学級の拡大はストップしたままであります。私たちは、国の責任による少人数学級の全学年への拡大を求めます。と同時に、川崎市独自で中学3年生までの少人数学級の実施計画を作成し、その実現に努力してください。

請願項目

1. 川崎市でも、中学校の完全給食を実施してください。
2. 川崎市でも、中学3年までの少人数学級の実施計画を作成してください。
当面、川崎市独自で中学校1年生と小学校3年生を、35人以下学級にしてください。



教育委員会請願審査資料

平成26年1月28日(火)

請願 第4号

中学校完全給食と少人数学級の拡大を求める請願

川崎市立中学校給食の基本方針

平成 25 年 11 月 26 日 川崎市教育委員会会議決定

本市の中学校の昼食は、これまで家庭からの弁当を基本とするミルク給食を実施してまいりました。また、弁当を持参できない時のために、それを補完する制度として、ランチサービス事業を実施してまいりました。一方、国においては、平成 17 年 7 月に食育基本法が施行され、さらに平成 21 年 4 月に学校給食法が食育の観点から一部改正されたことにより、学校給食を活用した食育の充実が新たに定められました。

そうした中、教育委員会といたしましては、これまで家庭からの弁当は生徒の食育の推進などに寄与してきたところであると考えておりますが、市議会の「中学校完全給食の早期実現を求める決議」や請願・陳情等の審議、保護者等の御意見・御要望を踏まえ、教育委員会会議におきまして、ランチサービス事業の取組と現状、他都市の中学校給食の実施状況、学校給食を活用した食育の推進、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全・安心、家庭環境や経済状況の変化に伴う負担軽減などの視点から、中学校の昼食のあり方について議論を重ねてまいりました。

その結果、本市の中学校において完全給食を提供することにより、さらなる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり安全・安心で温かい食事を摂ることができるなどのことから、中学校完全給食を実施することが望ましいとの結論を得ましたので、「川崎市立中学校給食の基本方針」を次のとおり決定いたしました。

事業の実施にあたりましては、十分な準備や調整が必要となります。今後、生徒・保護者・市が連携しながら、生徒にとって望ましい給食となるよう取り組んでまいります。

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

中学校給食推進会議設置要綱

〔平成25年12月27日 市長決裁
25川教健第2031号〕

(目的及び設置)

第1条 生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎として、成長期にある子どもたちの食育を推進し、中学校完全給食を早期に実施することを目的に、中学校給食推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、中学校完全給食の早期実施に係る次の事項について検討するものとする。

- (1) 安全・安心で温かい完全給食の全校実施に向けた検討
- (2) 民間活力を活かした効率的な手法の検討
- (3) その他、中学校完全給食の早期実施に向けて必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(会議等)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係局（区）長等の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席することができる。

(検討部会)

第5条 推進会議には、中学校完全給食早期実施に係る調査検討を行うため、推進会議検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。
- 4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び検討部会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部中学校給食推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(別表 略)

中学校完全給食 平成28年度導入に向けた実施スケジュール

中学校完全給食の実現																
月	平成25年度	平成26年度				平成27年度				平成28年度						
11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施工程																
●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議 ●実施方針策定会議																

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 意旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。「義務標準法第3条関係」



- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

(参考)	第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
	50人	45人			40人		

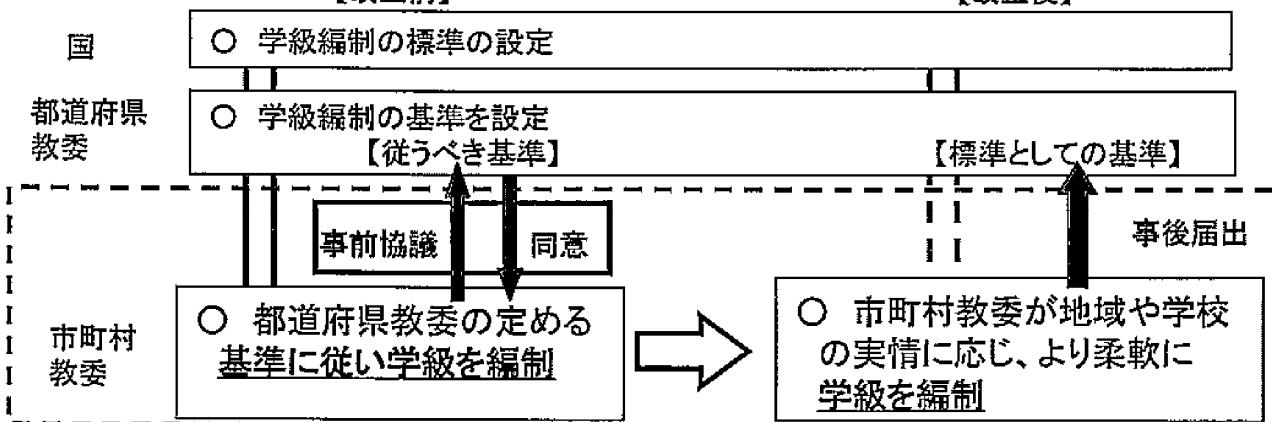
(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際:
 - 一都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 一市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】

【改正前】

【改正後】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
一都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
一都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

*国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担

※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

県費負担教職員制度の見直しに係る 財政措置のあり方に関する合意

指定都市所在道府県
指定都市

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意する。

なお、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、また、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定されたい。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

併せて、今回の移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じられたい。

国の学級編制弾力化についての神奈川県の実施内容

項目	内容	実施状況
1 特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成13年4月1日施行、「標準法」第3条2項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、都道府県教育委員会は <u>40人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
2 弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、各都道府県教育委員会の判断により、 <u>40人を下回る基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
3 市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。 (級外教諭等) 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4 小学校1年生における学級編制の弾力化 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生において35人学級を実施する。ただし、新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。 (県の研究指定校)	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5 研究指定による学級編制弾力化を小学校2年生に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生に加え、小学校2年生についても1学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成17年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6 小学校2年生での実施対象を拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成18年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7 小学校2年生での実施対象をさらに拡大、また中学1年生でも実施 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が1年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校1・2年生に加え、中学校1年生についても1学級あたりの生徒数が35人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行なわない。	平成19年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8 実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行なわない。	平成20年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

(平成25年5月1日現在)

1 学級編制弾力的運用実施状況表

ア 学校種別弾力的運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4

イ 小学校内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計		
	研究指定	弾力化													
16年度	11	1			1								11	2	
17年度	13	1	4								1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2					1			36	5
19年度	31	1	12			4							1	43	6
20年度	42		15		6		4		3		5			75	
21年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6	
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4	
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6	
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1	
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3	

ウ 中学校内訳表(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度					1			1
17年度					2			2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	
25年度	4		2		2	1	8	1

2 平成25年度の小学校3年生の状況(113校)

35人以下となっている学校	95校	標準学級で35人以下となる学校		70校
		学級編制の弾力的運用による学校		研究指定 23校 弾力化 1校
35人を超える学級を持つ学校	18校	学級数保障による定数維持		1校

3 平成25年度の中学校1年生の状況(51校)

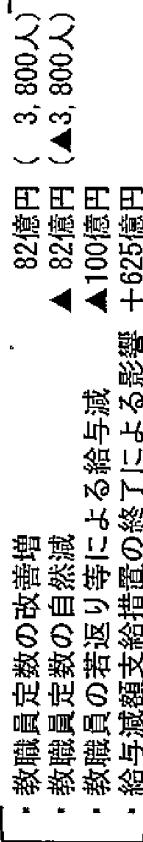
35人以下となっている学校	21校	標準学級で35人以下となる学校		17校
		学級編制の弾力的運用による学校		研究指定 4校 弾力化 0校
35人を超える学級を持つ学校	30校			

少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備

～世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略～

平成26年度要求・要望額 1兆5,404億円（対前年度 +525億円）

※上記の他、復興特別会計分として1,000人(前年同21億円)の加配定数を計上。



▼趣旨・内容

世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上を目指し、全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、今後7年間(H26～32年度)で計画的に実現していくためのあるべき姿としての工程を明示。この中で、今後の児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備することとし、少人数教育の推進など教職員定数の改善のほか、教員の資質向上、メリハリある教員給与の実現、学校組織の改善、厳格な人事管理等教職員をめぐる課題全般を一貫的で整合性のある計画により実現。

▼26年度要求の概要

教職員定数の改善 3,800人 (82億円)

1. 少人数教育の推進

- 少人数学級の推進(36人以上学級の解消)[※]
↓↑ 「これらを市町村の裁量で選択的に実施」
- チーム・ティーチングや習熟度別指導の推進

2. 個別の教育課題への対応

- ① 小学校の理科教育の充実(専科教育)
- ② 小学校英語教科化への対応
- ③ 道徳の新たな枠組みによる教科化への対応
- ④ いじめ問題への対応(差護教諭を含む。)
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 食育の充実

2,100人

3. 学校力の向上

- | | | | | | | | |
|-------------|---------------|-----------|------------|--------------|-----------|--------------------|--------------------|
| 900人 | 200人 | 100人 | 300人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| ① 主幹教諭の配置促進 | ② 初任者研修の抜本的改革 | ③ 学校統合の支援 | ④ 複式学級の解消等 | ⑤ 免許外教科担任の解消 | ⑥ 事務機能の強化 | (※ 既存の定数▲800人を見直し) | (※ 既存の定数▲800人を見直し) |

82億円 (3,800人)



※ この他、部活動指導手当等の増額等により、メリハリある教員給与を推進。(予算上は前年同)

世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略

平成25年8月30日 文部科学省

基本的構造

- 全国学力・学習状況調査等による効果検査を踏まえ、施策目標を明確にした上で、今後7年間で計画的に実現していくためのるべき姿としての工程を明示（H26～32年度）
- 児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備。
- 教職員定数、資質向上、メリハリある給与、学校組織の改善、人事管理等教職員をめぐる課題全般について、一体的に整合性あるプランを提示。
- 法律に基づく少人数教育の推進の在り方等についてはさらに検討

H26	3,800人（約82億円）
改訂	4,600人（合理化△800人）

1. 少人数教育 （少人数級・少人数指導）の整備

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
H26	2,100人						

2. 個別の教育課題への対応

① 小学校理科教育の充実 （専科教育）

H26	300人
-----	------

② 小学校英語教科化への対応

H26	100人
-----	------

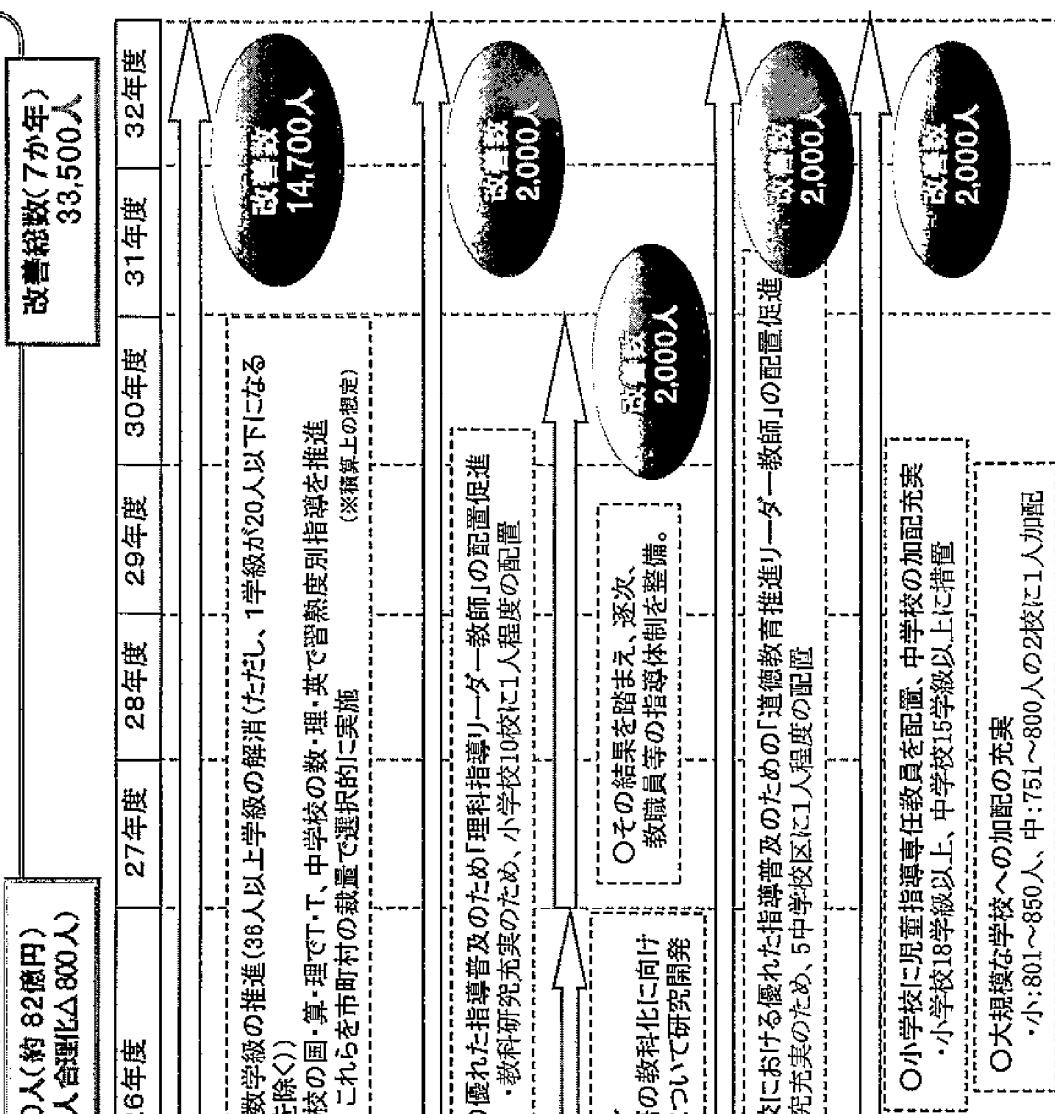
③ 道徳の新たな枠組みによる教科化への対応

H26	200人
-----	------

④ いじめ問題への対応

H26	400人
-----	------

- ・義務教諭の複数配置
(200人(内数))
- ・小規模な学校への加配の充実
・小:801～850人、中:751～800人の2校に1人加配



社会を生き抜く力の養成

○少子化時代に対応する教職員配置改善等の推進 1兆5,355億円（448億円増）

◇義務教育費国庫負担金

- ・教育再生の基盤である教職員等指導体制について、今後の少子化を踏まえつつ、様々な教育課題に対応するため、小学校英語の教科化やいじめ問題等に対応する教職員定数の配置改善を行う。併せて、メリハリある教員給与体系の推進を図る。

〔教職員定数の増 15億円（703人）〕

〔教職員定数の自然減・統合減、合理化減 △97億円（△3,800人+△313人+△400人）〕

〔若返り等による給与減 △92億円、給与臨時特例法の終了に伴う増 617億円〕

○教職員定数の配置改善の推進（新規増：+703人、合理化減：△400人）

重要課題に対応するため以下の新たな加配措置を実施

- | | |
|--------------------------|------|
| ①小学校英語の教科化への対応 | 94人 |
| ②いじめ・道徳教育への対応 | 235人 |
| ③特別支援教育の充実 | 235人 |
| ④学校統合の支援 | 100人 |
| ⑤学校運営の改善(差護教諭、栄養教諭、事務職員) | 39人 |

〔※上記のほか、少子化を踏まえた既存定数の合理化減△400人〕

○メリハリある教員給与体系の推進

- ①部活動指導手当等の増額 7億円
- ②給料の調整額の縮減 △7億円

〔※上記のほか、既存予算の範囲内で管理職手当の見直しを実施〕

（参考：復興特別会計）

被災した児童生徒のための学習支援として前年同（1,000人）の加配措置（21億円）

◇補習等のための指導員等派遣事業 33億円（5億円増）

～経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生～

- ・補充学習や発展的な学習など学力向上方策として、シルバー人材（退職教職員・社会人OB）等多様な地域人材による指導員等（8,000人）を活用。

《具体例》

- ・補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導

等

○道徳教育の充実

14億円（6億円増）

- ・人としてのよりよい生き方について考え、実践する力を育む道徳教育の抜本的改善・充実を図るため、新「心のノート」（仮称）（平成25年度全面改訂）をはじめとする道徳の教材の充実、効果的な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの取組を推進。

◇新「心のノート」活用推進事業 6億円（2億円増）

新「心のノート」を全国の小・中学生（小1・3・5・中1）に配布するとともに、その効果的な活用を普及するため教師用の指導資料を作成・配布。

◇道徳教育パワーアップ研究協議会 1億円（新規）

主に教育委員会担当者、学校の管理職、道徳教育推進教師を対象に研究協議会を開催。

◇道徳教育地域支援事業 7億円（3億円増）

外部講師の活用や地域教材作成、家庭・地域との連携などの自治体の取組を支援。